

## 第2回 福井市都市計画マスタープラン等策定委員会専門部会 議事録(要旨)

日時：令和6年1月17日(水) 10:30~11:30

会場：福井市 別館5F 大講堂

出席者：別紙のとおり

事務局：福井市都市政策部都市計画課

### 【議事内容】

#### ○事務局

---

<防災まちづくりの取組方針について説明>

#### ○オブザーバー

---

取組方針について記載があるが、家屋倒壊等氾濫想定区域は居住誘導区域に設定しないなど、次回に向けてどのように考えていくのか。

#### ○事務局

---

他自治体では、家屋倒壊等氾濫想定区域や土砂災害警戒区域を居住誘導区域から除外しているところもある。本市としては、家屋の数などを把握した上で検討していきたいと考えている。

#### ○オブザーバー

---

避難所や避難路についての記載はどう考えているか。

#### ○事務局

---

地域防災計画等と整合を図り、検討する。

#### ○オブザーバー

---

避難の考え方として、まずは安全な場所への避難。安全な場所に避難できない場合は、垂直避難すべきである。そこを明確に書いたほうが良い。

#### ○事務局

---

記載を修正する。

#### ○委員

---

避難後などの災害関連死の防止についても、記載を検討してはどうか。

#### ○事務局

---

検討する。

#### ○委員

---

長い目で見て、危険な区域に住む住民が少しずつ安全な区域に移転するのが望ましい。しかし、短期的には、危険な区域の方は早期の避難が必要となってくる。どのように市民に伝えていくか。

#### ○オブザーバー

---

早期避難を促すことは大きな課題であり、本市では、昨年福井市防災ハンドブックを全戸配布した。また、防災に関する講座や地域の集まりで説明を行い、啓蒙活動を行っている。防災は訓練が非常に重要であると思っており、地道に行っていくしかない。

#### ○委員長

---

集落は防災訓練などでカバーしていく必要がある。防災訓練は市内で万遍なく実施するとして、今回の計画の範囲は都市計画区域限定か。

#### ○事務局

---

防災指針として取り扱う範囲は都市計画区域の主に居住誘導区域である。

#### ○委員

---

個人の財産にかかることであるため、居住誘導区域から除外するのは難しいことを承知しているが、居住誘導区域に住むことによって被災した場合、訴訟などは大丈夫か。他の自治体で二段階の区域を設定しているところはあるか。

#### ○事務局

---

二段階で区域を設定しているところは把握していない。また、ハザード情報をもとに居住誘導区域を設定するが、居住誘導区域が必ずしも安全ではない。と記載をする必要があると考えている。

#### ○委員長

---

過去に区画整理を行ったところが、災害リスクが高い区域に入っているなど、悩ましい。九頭竜川沿いの家屋倒壊等氾濫想定区域の取り扱いは次回か。

#### ○事務局

---

次回提示する。

#### ○委員

---

ハザードマップで今回の計画を立てているが、もちろんハザードマップにも不確実な部分がある。国交省のデータでは、一定規模の降雨数が30年前から約1.5倍になっているというデータもあり、ハザードが大きくなっている可能性を考えて居住を選択していく必要性を記載するとよいのではないか。

#### ○委員長

---

木造密集地は検討しないのか。福井市に木造密集地はあるか。

#### ○事務局

---

福井市に密集市街地はない。

#### ○事務局

---

以上で本日の議事を終了したい。次回は災害リスクを踏まえた居住誘導区域の検討と、各取り組みのスケジュールについて、ご意見をいただきたい。